

令和5年度ミュージアムツーリズム事業仕様書

1 業務の目的

2020年5月に施行された「文化観光推進法」に基づき、博物館や美術館といった文化施設を拠点とした誘客拡大を図るため、「兼六園周辺文化の森」（以下、「文化の森」）が有する豊富な文化資源を活用した体験型コンテンツを旅行会社とともに造成し、旅行商品化を目指す。

2 発注者

兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）
（事務担当：石川県県民文化スポーツ部文化振興課）

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 本事業の対象施設

- ・ 国立工芸館（旧陸軍第九師団司令部庁舎・金沢偕行社）
- ・ 石川県立美術館
- ・ 石川県立美術館広坂別館・石川県文化財保存修復工房（旧陸軍第九師団長官舎）
- ・ いしかわ赤レンガミュージアム（旧金澤陸軍兵器支廠兵器庫）
- ・ 石川四高記念文化交流館（旧第四高等中学校本館、旧門衛所）
- ・ 石川県政記念しいのき迎賓館（旧石川県庁舎本館）
- ・ 石川県立能楽堂
- ・ いしかわ生活工芸ミュージアム

5 委託業務の内容

文化の森が有する豊富な文化資源を活用した体験型コンテンツを造成するために、以下の業務を実施すること。

（1）モニターツアーの提案

上記対象施設を活用し、令和5年8月～令和6年3月の間に5回以上のモニターツアーを提案・実施すること

（モニターツアーの条件）

①総則

- ・ 対象施設を1施設以上利用すること。
- ・ 対象施設以外の施設も利用して魅力あるプランを設定すること。
（ホテル、料亭、観光施設、その他文化施設等）
- ・ ツアーのコンテンツには、対象施設等が提供する以下のコンテンツのいずれかを盛り込むこと。
 - ア 展覧会や公演の鑑賞
 - イ 建物等の解説
 - ウ 文化体験
- ・ 日帰りツアーと宿泊付きツアーの両方を含んだ提案とすること。

- ・ツアーのバリエーションを広げるため、設定するモニターツアーは基本的に、それぞれ異なる内容とすること。ただしコンテンツの組み換えによる効果検証等を図る目的等で、同種ツアーを設定することは可能。
- ・定員は1回あたり10名程度とし、定員まで集客するよう努めること。
- ・モニターツアーであるため、最少催行人数の設定は最小限度とすること。
- ・本業務の経費は本委託費及び参加費で負担すること。
- ・プラン内には、高附加価値の商品を3コース以上設けることとし、それぞれターゲットを明確にすること。

②対象施設が提供可能なコンテンツ

ア 国立工芸館

- ・ 展覧会の鑑賞（入館料要）
- ・ 建物の解説（ガイド料要）
- ・ 多目的室の借用（賃借料要）
利用可能日：要相談
- ・ ミュージアムショップでの商品の購入

イ 石川県立美術館

- ・ 展覧会の鑑賞（入館料要）
- ・ 展示の解説
- ・ 三茶屋街の芸妓の舞の鑑賞（「金沢芸妓の舞」に係る参加料要）

ウ 石川県立美術館広坂別館・石川県文化財保存修復工房

- ・ 建物の解説（ガイド料要）
- ・ 施設の借用（内容によっては飲食可）
利用可能日：要相談
- ・ 修復技術者による解説（ガイド料要）

エ いしかわ赤レンガミュージアム

- ・ 展覧会の鑑賞（入館料要）
- ・ 展示の解説
- ・ 建物の解説（ガイド料要）

オ 石川四高記念文化交流館

- ・ 展覧会の鑑賞（入館料要）
- ・ 展示の解説
- ・ 建物の解説（ガイド料要）
- ・ 施設の借用（賃借料要）
利用可能日：要相談
- ・ レトロ衣装体験（賃借料要）
利用可能日：令和5年9月（予定）のオープン以降
- ・ ミュージアムショップでのオリジナルグッズ等の購入

カ 石川県政記念しいのき迎賓館

- ・ 建物の解説（ガイド料要）
- ・ 施設の借用（賃借料要）
- ・ 旧知事室及び旧副知事室での食事（食事代）

キ 石川県立能楽堂

- ・建物（能舞台）の解説
 - ・能の鑑賞（「定例能」や「観能の夕べ」に係る参加料要）
- ク いしかわ生活工芸ミュージアム
- ・展覧会の鑑賞（入館料要）
 - ・伝統工芸の体験（材料費要）
 - 年20回程度、伝統工芸士による体験もあり
 - ・ミュージアムショップでの商品の購入

③特記事項

- ・今年度オープンする下記施設・イベントを含んだツアーを必ず企画に含むこと（各施設・イベントの概要は別途参照）
- ア いしかわ百万石文化祭 2023 関連イベント：10月14日～11月26日
皇居三の丸尚蔵館収蔵品展 皇室と石川 一麗しき美の煌めき—
（県立美術館・国立工芸館）、御殿の美 展（県立歴史博物館）
- イ 石川四高記念文化交流館 明治・大正レトロ文化発信拠点
（衣装体験室・ミュージアムショップ）：9月オープン（予定）
- ウ 県立美術館 VR シアター：7月29日オープン（予定）
- エ 文化施設の夜間開館等：10月14日～11月26日の間で実施

（2）実施したツアーの磨き上げ及び旅行商品の開発

実行委員会と協議し、今年度実施するツアーを磨き上げ、旅行商品として販売することを見据え、開発すること

①磨き上げの方向性

ア 高附加価値のツアー

高価格のツアーに見合うような特別感があるツアーを検討。

イ 恒常的なツアー

各文化施設の負担が少なく、いつでも開催できるツアーを検討。

②旅行商品としての販売

磨き上げたツアーを自社商品として販売すること。

（例：販売する旅行商品の販売計画（設定日等）を明記すること など）

（3）成果品の提出（期限：令和6年3月下旬）

実施結果と販売する旅行商品の概要をまとめた報告書を、エクセル、ワード、又はパワーポイントで作成し、データで提出すること。内容については、案を作成後、県と調整を行うこと。

（報告書に記載すべき主な事項）

- ・当該事業の概要
- ・実施結果に基づく改善事項
- ・参加者アンケートの集計結果
- ・旅行商品化したツアープランの報告
- ・旅行商品販売に向けての戦略

（例：販売する旅行商品のパンフレット等の広報媒体の提案） など

(4) その他

- ・参加者の募集、申し込みの受付、旅行契約の締結など、ツアーの実施にかかる一切の業務を行うこと。
- ・事業の効率的な実施、事業目的の達成及び成果の最大化のために委託金額内で上記以外に追加提案できることがあれば、具体的に記載すること。より効果的な体験型ツアーを行うための追加や工夫があれば提案すること。

6 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、担当者及び責任者を明らかにすること。

7 再委託

受託者は、受託者が行う業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

8 その他

- ・本業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- ・本業務における成果品に関するすべての権利は県に帰属し、県は無償で二次使用できることとし、使用にあたって著作物の加工が必要と判断した場合は受託者の許可なく加工できることとする。
- ・業務の遂行にあたっては、県との連絡を密にし、仕様書に記載のない事項については、県と協議を行った上で対応すること。